

受託人件費単価規程

令和6年10月

全国商工会連合会

受託人件費単価規程

(目的)

第1条 この規程は、全国商工会連合会定款第29条の規定に基づき、全国商工会連合会(以下「本会」という。)が実施する受託事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役務提供時の人件費単価)

第2条 役務提供時の人件費については、事業内容により必要となる人員数につき、算出する。

2 人件費単価については、別表によるものとする。

(旅費交通費)

第3条 旅費交通費については、「全国商工会連合会旅費規程」に基づき算出する。

(その他の必要経費)

第4条 その他の必要経費については、受託事業の内容を勘案して、適当と認められる額とする。

(一般管理費)

第5条 一般管理費については、人件費等に事業費を加えた額の10%以上の必要な額とする。ただし、委託元の定める基準等により、別途割合を定めている場合であって、本会が妥当と判断するときは、この限りではない。

(事前協議)

第6条 受託事業の申請を行おうとする担当課は、当該受託事業の事業計画(事業内容、実施体制、予算面等)につき、総務企画課及び経理課に事前協議を行うものとする。

2 真にやむをえない事情により、この規程の定めによることが困難な場合には、その項目について、別途、総務企画課及び経理課に協議の上、他の方法をとることができる。

附 則

1. この規程は令和6年10月16日から実施する。

(令和6年10月16日理事会議決)

別 表

(単位：円)

区分	基準時間単価 (税抜)	基準日額単価 (税抜)	基準月額単価 (税抜)
		7.5時間想定	20日想定
プロジェクトマネージャー	11,900	89,250	1,785,000
チーフマネージャー	10,500	78,750	1,575,000
マネージャー	8,700	65,250	1,305,000
チームリーダー	7,500	56,250	1,125,000
チームメンバー	6,100	45,750	915,000